

国民健康保険税・税率等改定

国民健康保険(国保)は、国民皆保険制度の最後の砦として社会保障の根幹を担っており、将来にわたる安定的な制度運営が求められている。しかしながら、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険税負担が重いといった構造的な課題を抱え、国保の財政は脆弱化が進んでいる。こうした問題を解決するため、平成30年度から新たに都道府県がともに保険者となり、財政運営の責任主体となる等の大改革が行われているところである。国の保険料水準統一加速化プランにおいて、保険料水準の完全統一は遅くとも令和17年度(令和18年度保険料算定)までの移行を目標とするとされている。

令和7年度においては国保制度を維持していくためとして高額療養費制度の見直しや、低所得者の税軽減制度に関する財政支援の拡充などの方針が示されている状況にはあるが、今後も医療の高度化による医療費の増加や、生産年齢人口の減少、社会保険適用拡大に伴う被保険者の減少により、国保制度運営は困難な状況が続くことが見込まれる。そのため、制度運営について不断の努力を行い、国保制度を持続可能なものへとしていくことが必要である。

本市においては、令和5年度決算で6億2千5百万円の赤字財政補填である一般会計からの繰入を実施することで、収支を保っている状況下、現在、令和7年度の予算編成時期を迎え、保険給付に要する費用、及びその財源について積算しているところである。

【改定の要因】

1. 高齢化と社会経済情勢の影響により、被保険者数が減少している。
2. 令和7年度の税制改正において、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しが予定されている。

原則としては、これら改定要因を踏まえ、国保制度改正への適切な対応と財源不足額の確保を目的とした国保税率等の改定について検討し、国保財政の健全化を図る必要があると考える。

【検討を要する事項について】

1. 財源不足について

〈医療分〉

東京都は、都内全域の令和7年度保険給付費に要する費用を、約7,796億円と見込んでいる。これに、国からの公費等を加味すると、都全体の納付金算定基礎額は約2,937億円となる。所得水準と被保険者数、医療費水準を加味し、さらに都費補助金等を反映した結果、東久留米市が都に納めるべき国民健康保険事業費納付金(医療分)は、約22億6,823万円となった。

東久留米市の令和7年度の国保税収の見込み等を勘案した結果、約4億1,622万円の財源不足が見込まれる。

《後期高齢者支援金等分》

東京都は、都内全域の令和7年度後期高齢者支援金等に要する費用を、約1,744億円と見込んでいる。これに、国からの公費等を加味すると、都全体の納付金算定基礎額は約1,042億円となる。所得水準と被保険者数を加味した結果、東久留米市が都に納めるべき国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等分）は、約8億3,355万円となった。

東久留米市の令和7年度の国保税収の見込み等を勘案した結果、約1億4,659万円の財源不足が見込まれる。

《介護納付金分》

東京都は、都内全域の令和7年度介護納付金に要する費用を、約653億円と見込んでいる。これに、国からの公費等を加味すると、都全体の納付金算定基礎額は約372億円となる。所得水準と被保険者数を加味した結果、東久留米市が都に納めるべき国民健康保険事業費納付金（介護納付金分）は、約3億103万円となった。

東久留米市の令和7年度の国保税収の見込み等を勘案した結果、約3,011万円の財源不足が見込まれる。

参考資料：別添1「令和7年度財源不足額の見込み」

2. 令和7年度税制改正等について

①国保税課税限度額の引き上げ

課税限度額は、令和7年度から医療分を66万円に引き上げ、後期支援分を26万円に引き上げを行い、世帯の課税限度額は109万円となる予定である。

②軽減判定所得の見直し

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、物価上昇の影響を踏まえ、所要の見直しを行う予定である。

具体的には、5割軽減において、被保険者一人あたりの加算額を29.5万円から30.5万円に見直し、2割軽減では被保険者一人あたりの加算額を54.5万円から56万円に見直し。

参考資料：別添2「令和7年度税制改正等に伴う影響試算」

【検討事項を踏まえての提案】

令和7年度は「国民健康保険事業費納付金（医療分・後期支援分・介護分）」の支払いに要する費用の不足額が約5億9,200万円と見込まれる。この不足額からインセンティブ獲得見込の約1億7,500万円を控除し、結果、不足額約4億1,700万円について検討を行った。

財源不足額については、国保税で賦課することが本来であるが、そのすべてを賦課すると加入者に対し多大な負担になることから、例年、社会経済情勢を鑑みながら引き上げ幅の抑制策などを取り入れて対応している。

一方、国民健康保険は、被保険者の支え合いによる相互扶助の理念に基づいた制度であり、国保財政の独立採算制を確保するため、国や都においては「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は、解消・削減すべき赤字と定義し、保険者は赤字繰入の解消に努めることが求められている。

これらのことを踏まえ、国保事業運営基金等を活用しながら、国保財政の見通しや社会情勢等も鑑みつつ、決算補填等目的の法定外一般会計繰入について、国保財政健全化計画を定め、毎年度計画的に削減していくこととしているが、これまで、新型コロナウイルス感染症による影響に加え原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇などの特殊な状況下を鑑み、毎年度の計画以上に国保事業運営基金等を活用することで、税率改定等を行わない年度や税制改正の影響のみに留めた年度などもあり、国保財政健全化計画を満たす税率等改定とはなっていない状況である。

昨年度においては、物価の上昇に賃金の上昇が追い付かない状況にあることを考慮し、被保険者の急激な負担増とならないよう税率改定を行っている。現在も、同様に物価の上昇は続いており、依然先行きが不透明な状況にある。一方で、平成30年度の制度改革後、大幅に国保事業運営基金を積み増すことは困難な状況であり、国民健康保険制度を維持していくため、納付金の支払いに要する費用の不足額についてもその財源を確保していく必要がある。このため、昨年度と同様に被保険者の急激な負担増とならないよう年度間の平準化を図りながら、国保財政健全化を進めていく必要がある。

こうした状況を勘案した結果、令和7年度税率等改定については、地方税法等の改正に合わせた課税限度額の引き上げと軽減判定所得の見直しを含み、医療分・後期支援分・介護分を合わせて昨年度と同程度の約7,500万円の改定を行ったうえで、その他一般会計繰入金（赤字繰入）のうち、国保事業費納付金の財源補てんに約3億4,200万円、を提案する。（表中太枠線内「約7,500万円」）

将来に渡る制度維持のためには、保健事業による医療費の適正化、収納率の向上対策の取り組みを実施していくとともに、税率等改定は避けられず、今後も、赤字繰入の解消に向けた取り組みを進め、短期・中長期双方向の総合的な視点から検討をしていく考えである。

*国保税改定による一人あたり引き上げ額等（現状での概算）

税 改 定 額	そ の 他 繰 入 金	一人あたりの引き上げ額
改定なし	5億3146万7千円	
制度改正等	5億2164万円	178円
約7500万円	4億3219万4千円	3,095円
約1億円	4億357万2千円	4,127円
都標準保険料率		29,117円

これにより1人あたり年平均約3,095円の増額が見込まれる。

なお、今回の国保税率等の改定案に基づく一般会計からの赤字繰入額（その他一般会計繰入金）は、保険税抑制分として約3億4,200万円、解消・削減すべき赤字以外の赤字分として約9,000万円の計約4億3,200万円であり、前年度当初と比較して約2億4,000万円の減額となる。

参考資料：別添3「令和7年度国保税改定試算表」

別添4「令和7年度国保税所得階層別試算表」

別添5「国保税額計算例」

国保は、加入者に高齢者が多いことや低所得層が多いこと、また社会保険の適用拡大による被保険者数の減少など構造的な課題を抱え、財政運営は大変厳しい状況にあり、今後も、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等により医療費の増加が見込まれる。

については、検討事項を踏まえた案を以って実施するとともに、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、国保財政健全化計画の推進に十分留意した上で、将来にわたり国民健康保険制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な事業運営を進める一方で、東京都市長会や東京都国民健康保険協議会等の場を活用し、国に対し、新たな仕組みづくりや財政支援について検討するよう積極的に働きかけていきたい。

また、被保険者の国保税への負担感に配慮しつつ、広報や窓口対応等において、複雑な国保制度の仕組みについて丁寧な説明を重ね、理解が得られるように努めていく。

福祉保健部保険年金課
令和7年1月23日